

**社会福祉法人 悠水会
特別養護老人ホーム「きりしま邸苑」**

■運営方針

- 1 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

■従業員の勤務体制

従業員の職種	人数	基本勤務体制
施設長	1	日勤 (8:30～17:30)
事務員	1	日勤 (8:30～17:30)
生活相談員	1	日勤 (8:30～17:30)
看護職員	3以上	交替制 日勤 (8:30～17:30) 早出 (7:30～16:30)
機能訓練指導員	1	日勤 (8:30～17:30)
介護職員	25以上	交替制 日勤 (8:30～17:30) 遅出 (9:30～18:30)・(10:00～19:00) 早出 (7:30～16:30) 夜勤 (17:00～9:00)
管理栄養士	2	日勤 (8:30～17:30)
介護支援専門員	1	日勤 (8:30～17:30)
医師	1	週2回 (火・土)

■ユニット数及びユニット定員

2ユニット 各 8名 4ユニット 各 10名 合計 6ユニット 定員 56名

■介護保険給付サービスの内容

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べて頂けるように配慮します。尚、利用者の意向や体調などにより居室等での食事提供にも配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 <ul style="list-style-type: none"> ・上記のような食事提供を基本としますが、利用者のスタイルにあった食事提供時間などにも配慮します。 ※ただし、食費は自己負担として別途ご負担頂きます。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回以上の入浴を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 ・入浴されない方は清拭を行います。
離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりの防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の入れ替えは年1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・配置医師により、週2回の診察日を設け、健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、医師の指示により医療機関等に責任をもって適切に引き継ぎます。 配置医師 (嘱託) : 仁科 裕之 (輝山会記念病院)
相談および援助	当施設は、利用者及び利用者代理人等からの相談に応じます。 《相談窓口》 生活相談員 ・ 看護師長

社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及び利用者代理人等の状況によって代行いたします。
洗 濯	施設にて洗濯を行います。特別な衣類等についてはクリーニング等をご利用下さい。

※感染症管理・介護事故防止安全管理体制を整えています。

■サービス利用料（1日あたり）

(1) 介護保険給付対象サービス（別紙「利用者負担金説明書」のとおり）

利用者の要介護度に応じた介護保険自己負担割合額と食費、居住費、金銭管理費等の合計金額をお支払いください。なお、介護報酬体系の変更等により負担金に変更となる場合もございます。

(2) 高額介護サービス費の制度

介護サービス利用料の月額が、現役並み所得者（年収 1,160 万円以上）は 140,100 円、住民税課税世帯（年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満）は 93,000 円、住民税課税世帯（年収約 383 万円以上約 770 万円未満）は 44,400 円、住民税非課税世帯及び生活保護受給者等は 15,000 円を、それぞれ超えた部分について高額介護サービス費として払い戻しの手続きにより保険給付が行われます。

(3) 介護保険給付外サービス（法定外給付サービス）

	①食 費	②居住費（個室料及び光熱水費相当料金）
1日当たりの金額	1,800 円	2,500 円

※ 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、食費と居住費は認定証のとおりとなります。

※ 入院期間の取り扱いについては、居室確保料としてその期間中 1 日につき 2,500 円を負担願います

(4) その他サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
理 容	ご希望により、2ヶ月に1回程度の理容師美容師による理美容サービスをご利用頂けます。	実 費
特別な食事	特別な食事は、当施設で提供する一般食以外の食事であり、申出により実施します。（お酒を含みます。）	実 費
日常生活品の購入代行	ご希望により衣服・内履き・歯ブラシ等必要と思われる日用品などの購入の代行をさせていただきます。 当施設の金銭管理サービスをご利用頂いている方は、預り金より支払いを行います。それ以外の方はやむを得ない場合を除き予め購入代金を添えてお申し付け下さい。 (申込先 生活相談員)	実 費
金 銭 管 理	利用者及び利用者代理人が希望する場合、金銭管理サービスをご利用頂けます。その際、「預り金等管理依頼書」及び「委任状」による手続きが必要となります。 ◎預金通帳をお預りする場合 基本的には、利用者本人名義の預金通帳をお預りします。その場合、その印章もお預りいたします。施設利用料、食費、居住費等は、自動的にその中から引き落とさせていただきます。尚、預金残高が不足を来たした場合は、利用者又は利用者代理人から、期日までに入居者預り通帳口座へ入金をお願いします。 ◎現金をお預りする場合 現金をお預りする場合は、最高1万円までとします。支払いについては、日常生活用品や理美容代金等にあてさせていただきます。 保管場所：通帳と印章を別の金庫に保管します。 保管管理者：施設長が責任を持って管理します。	1,000 円/月
予 防 接 種	インフルエンザワクチン等、利用者又は利用者代理人が希望する場合、主治医と相談の上、予防接種を行います。	医療機関が 定めた費用 の実費
入院・通院	当施設の医師による健康管理・療養指導は介護保険給付サービスに含まれていますが、投薬や検査を含むこれ以外の医療につきましては、医療機関	医療保険の 実費負担分

	への入院・通院により対応します。	
居室のテレビのレンタル	居室内でテレビをご覧になる場合。 ※ご自分のテレビをお持ち頂くこともできます。	200 円/日

■協力医療機関

医療機関の名称	医療法人輝山会 輝山会記念病院	
院長名	露久保 辰夫	
所在地	長野県飯田市毛賀1707番地	
電話番号	0265-26-8111	
診療科	内科・外科、腎臓内科（人工透析）、腎臓外科（臓器移植）、人工透析外科、泌尿器科、リハビリテーション科、呼吸器内科・外科、頸部・胸部外科、乳腺外科、内視鏡内科・外科、胃腸内科、食道・胃腸・大腸・肛門外科、循環器内科、肝臓・胆嚢・膵臓外科、腫瘍内科・外科、糖尿病・内分泌内科、整形外科、ペインクリニック内科・外科、眼科、婦人科、皮膚科、アレルギー科、放射線科、救急科	
契約の概要	当施設と輝山会記念病院とは利用者に対する定期的な診療をはじめ、通院・検査・処置・緊急時の入院の受け入れ等を行う契約を結んでいます。	

■協力歯科医療機関

医療機関の名称	今村歯科医院	JAみなみ信州歯科診療所
所在地	長野県飯田市川路7524番地	長野県飯田市鼎東鼎281番地
電話番号	0265-49-0815	0265-21-4490

■緊急時等の対応

利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、配置医師による対応その他の対応による方針を定めています。

■施設ご利用の際の留意頂く事項

来訪・面会	面会時間 午後2:00～午後8:00（原則） ※ 来訪者は必ず面会簿に記入してください。 ※ 生モノのお持ち込みはご遠慮ください。 ※ 来訪の際、従業員へのお心遣いは固くお断りいたします。 ※ 感染症等の流行により面会制限をさせて頂く場合もあります。
外出・外泊	外出・外泊される場合には、外出等の開始日の3日前までにお申出ください。 外泊については、1ヶ月につき外出初日及び最終日を除いて6泊まで、連続して複数の月をまたがる場合には12泊までを限度とさせて頂きます。 なお、外泊期間中1日につき246円(外泊の初日と最終日は除く)をご負担(通常の介護保険から給付される費用に替わり)頂きます。
飲酒	原則として酒類の持ち込みはできませんが、ご希望の方は施設内での生活に支障のない範囲内でご相談に応じます。(費用は自己負担)
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用下さい。故意に又は、わずかな注意を払えば避けられたにも関わらず施設・設備を壊したり、汚したりした場合には利用者により現状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払頂く場合があります。利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
迷惑行為等	騒音など他の利用者への迷惑行為はご遠慮頂きます。 むやみに他の利用者の居室などに立ち入らないようにしてください。 従業員へのハラスメント等により、契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
所持品の管理	衣類等身の回り品の管理は担当従業員が行います。貴重品の紛失の責任は負えませんので、出来るだけ持ち込まないようにお願いいたします。
現金などの管理	紛失などの責任は負えませんので、利用者代理人で管理して頂くか、必要な場合には金銭管理サービスをご利用下さい。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。

動物飼育	施設内へのペット等の持ち込み・飼育はご遠慮下さい。
入院	当施設利用中の健康管理において、診察などを行った医療機関の医師により入院加療が必要と判断された場合には、入院加療して頂きます。その際には、利用者及び利用者代理人と連絡を密にし、治療の状況把握、3ヶ月以内の退院時の入所受け入れ、3ヶ月を超える退院後の生活援助のための適切な専門機関の紹介、及び再入居希望の場合の援助などご希望に添えるように配慮します。

■虐待防止の対応

虐待防止責任者	施設長
組織体制	施設内に虐待防止委員会を置き、毎月開催
職員への研修	虐待防止に関する従業員向けの研修を新規採用時及び年2回以上実施
虐待又は虐待が疑われる事案への対応	施設内で発見した場合は、速やかに施設長へ連絡し、施設長は事実確認をし、必要と認められる場合は、関係機関へ通報する場合があります。 上記以外で虐待が疑われる場合は、事業者及び関係職種等へ相談し、必要と認められる場合は、関係機関へ通報する場合があります。

■苦情申し立て先

当施設では「社会福祉法第82条」の規定により、ご利用されている皆様からの苦情等に適切に対応する体制を整えております。苦情等に関する受付は以下のとおりです。

当施設ご利用相談室	苦情等対応担当者：生活相談員 ・ 看護師長 ：医療法人輝山会記念病院総合介護支援センター 苦情等対応責任者：施設長
第三者委員	飯田市毛賀 川手様
苦情申し立て機関	飯田市長寿支援課：0265-22-4511（内線5394） 長野県福祉サービスほっとライン：0120-294-487 長野県国民健康保険団体連合会：026-238-1580 長野県社会福祉協議会運営適正化委員会：0120-28-7109

苦情等の受付は、面接・電話・書面等により苦情等対応担当者が随時受け付けます。

尚、苦情受付機関に直接苦情を申し出ることも出来ます。

■非常災害時の対策

非常時の対応	消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害・地震などに対応する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。			
消防計画	消防署への防災計画書を提出し、その指導の下で防災に関し常に従業員に対し指導訓練を実施し、その体制の確立に努めています。			
平常時の訓練等	年2回以上の防災訓練（内夜間想定訓練1回）、年2回以上の施設内研修、年2回以上のシミュレーション訓練を実施			
防災設備 ※カーテン・布団などは防災性能のある物を使用しています	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	6基
	避難階段	3カ所	補助散水栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導燈	あり	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり